

【別紙7】

# 佐久市学校給食危機管理マニュアル

( 給 食 セ ン タ ー 編 )

平成30年8月1日

佐久市教育委員会学校教育部

## 凡 例

○危機管理マニュアルで使用する用語について特別な場合を除き下記により標記する。

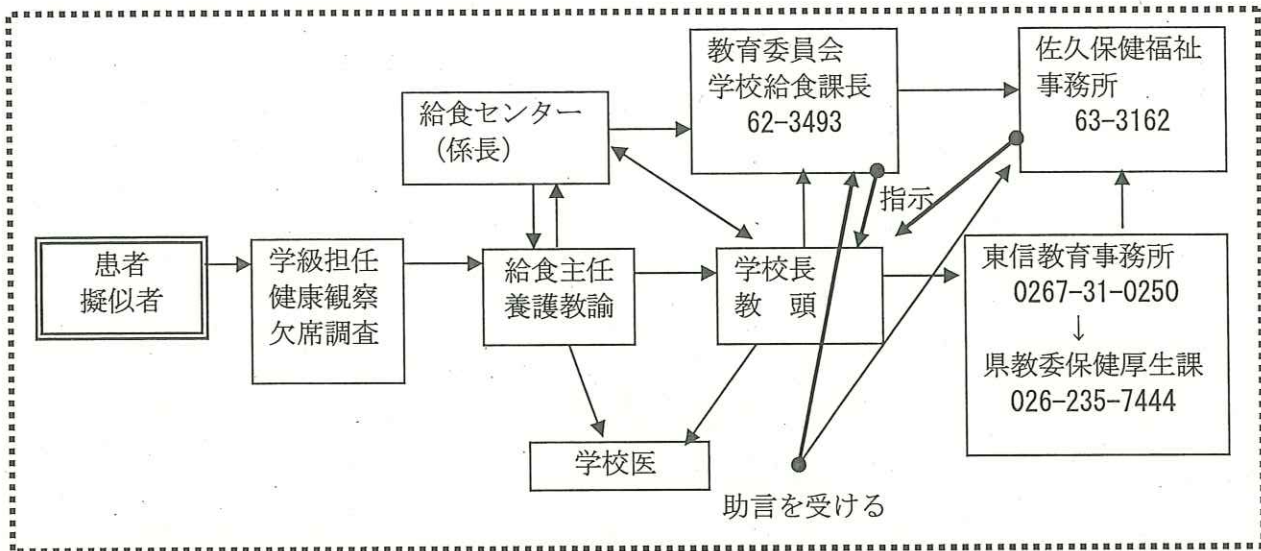
- ・佐久市教育委員会を「教育委員会」とする。
- ・佐久市学校給食センターを「給食センター」とする。
- ・学校教育部長を「部長」とする。
- ・学校給食課長を「課長」とする。
- ・センター事業係長を「係長」とする。
- ・栄養教諭及び栄養職員などの栄養士を「栄養教諭等」とする。
- ・給食センターに勤務する事業係長・栄養教諭等・事務担当者(嘱託職員を含む)・調理員(嘱託職員・臨時職員・パート職員・代替職員を含む)及び配送業務委託職員を「学校給食従事者」とする。
- ・上記の学校給食従事員から配送業務委託職員をのぞいた職員を「センター職員」とする。

1	児童・生徒に給食が原因と思われる体調不良者が出た場合	1 ページ
2	給食センターにおいて食材や調理品に異常が発生し、提供が困難な場合	
3	異物混入が発生した場合	2 ページ
4	水道水に異常があり、給水できなくなった場合	
5	ガスや電気に異常が発生し、調理が困難な場合	
6	学校給食従事者及び家族に保菌検査の陽性者や食中毒患者が発生した場合	3 ページ
7	学校給食従事者及び家族がノロウイルスに感染した場合	
8	学校給食従事者及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合	
9	物資が届かないとき	
10	給食停止について	
	(1) 学校でノロウイルス・インフルエンザ等により給食が停止された場合	
	(2) 台風等自然災害により学校閉鎖で給食が停止となった場合	
11	その他	4 ページ
	(1) 勤務時間内に給食以外の食べ物を食する場合	
	(2) 給食調理後予備を含めて余った食べ物の処分について	

## 付属資料

・ 佐久市学校給食センター給食会計の基本事項	5 ページ
・ 給食異物混入対応マニュアル	6 ページ
・ 学校給食従事者の保菌検査マニュアル	8 ページ
・ ノロウイルス対応マニュアル	10 ページ
ノロウイルス対応フローチャート	12 ページ
・ 感染性胃腸炎の疑いのある児童・生徒の FAX での報告 (別紙ア 「学校給食従事者個人別健康観察記録票」について)	13 ページ 14 ページ
・ 新型インフルエンザ等対応マニュアル	15 ページ
・ 緊急時の連絡体制一覧表	17 ページ
・ 緊急時の連絡先(市関係・県関係・施設関係)	18 ページ

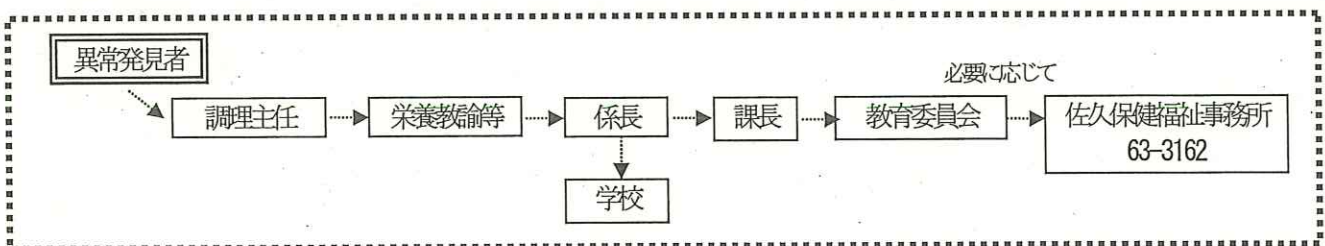
1 児童・生徒に給食が原因と思われる体調不良者が出た場合  
《連絡体制》



《対処方法》

- ① 健康観察等により感染症や食中毒のような疑わしい症状のある児童・生徒が出た場合の連絡  
学級担任 → 給食主任・養護教諭 → 教頭 → 学校長 → 給食センター・係長 → 課長
- ② 係長（以下 係長が不在の場合は、栄養教諭等または調理主任）は、課長に報告し、他の配送校の状況を把握するとともに、課長と対応を協議する。
- ③ 報告を受けた課長は、関係機関と対応を協議する。
  - ・ 校医もしくは保健福祉事務所の助言により給食の可否を決定する。
  - ・ 学校は、保護者に対しては教育委員会や佐久保健福祉事務所の指示に基づき、感染症または食中毒の（疑いがある）事実、児童・生徒の健康調査、検便などの各種調査への協力をお願いを速やかに連絡する。その際、個人のプライバシーなどの人権に対する侵害が生じないように配慮する。

2 給食センターにおいて食材や調理品に異常が発生し、提供が困難な場合  
《連絡体制》



《対処方法》

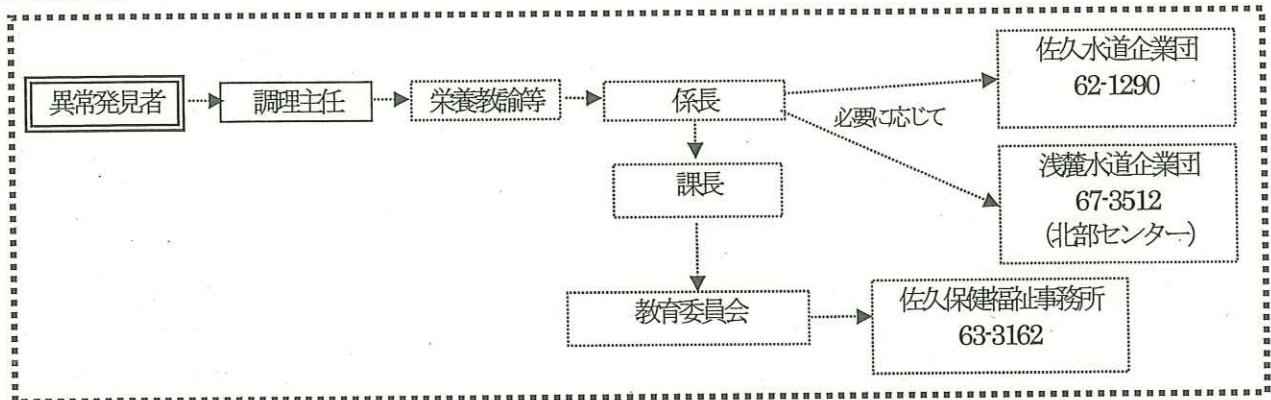
- ① 報告を受けた栄養教諭等または調理主任は、速やかに係長に報告し、課長と相談し、対応を協議する。
- ② 提供できない食材または調理品は必要に応じて保存食をとる。
- ③ 代替品を手配して、提供できるように努力するとともに、係長は配送校に連絡する。
- ④ 係長は、経過について記録を残し、課長に報告するとともに対応について周知徹底する。
- ⑤ 課長は、原因の究明と対処について関係機関に連絡し、必要に応じて文書での報告を求める。

### 3 異物混入が発生した場合

《対処方法》 別添「給食異物混入対応マニュアル」参照（6ページ）

### 4 水道水に異常があり、給水できなくなった場合

《連絡体制》

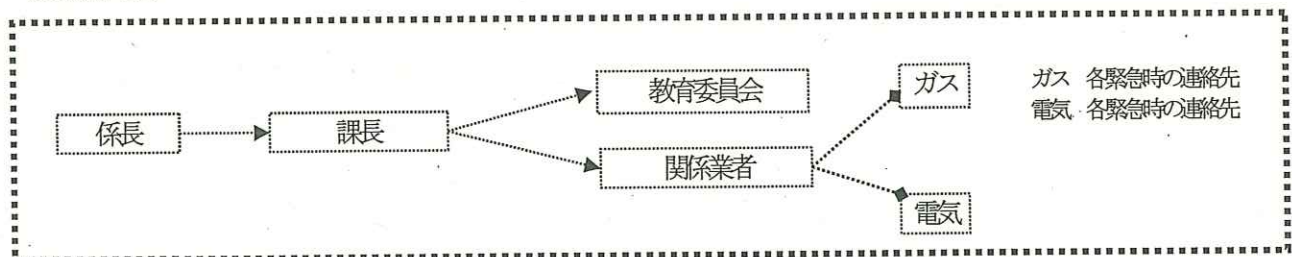


《対処方法》

- ① 異常が発見された場合は、水道水の使用を速やかに中止する。水 1 リットルを採取し、冷凍保存（-20℃）する。
- ② 報告を受けた栄養教諭等または調理主任は、速やかに係長に報告する。係長は関係水道企業団へ連絡して異常水の原因究明と復旧見込み及び正常水の確保について確認する。その上で係長は課長と対応を協議する。
- ③ 必要に応じて佐久保健福祉事務所へ連絡し、指示を求める。
- ④ 異常水を使った調理中の食材及び調理品の提供を協議する。
- ⑤ 係長は、食器を使用しない簡易給食等を行った場合は、必要に応じて学校及び保護者に対し状況を説明する。
- ⑥ 係長は、経過について記録を残し、課長に報告するとともに対応について周知徹底する。

### 5 ガスや電気に異常が発生し、調理が困難な場合

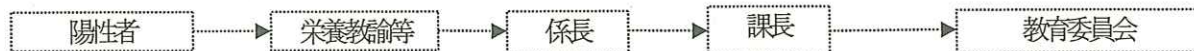
《連絡体制》



《対処方法》

- ① 報告を受けた係長は、速やかに課長に報告・相談し、関係業者へ連絡して設備異常の原因究明と復旧見込みを確認する。
- ② 係長は、食器を使用しない簡易給食等を行った場合は、必要に応じて学校及び保護者に対し状況を説明する。
- ③ 係長は、経過について記録を残し、課長に報告するとともに対応について周知徹底する。

## 6 学校給食従事者及び家族に保菌検査の陽性者や食中毒患者等が発生した場合 《連絡体制》



《対処方法》 別添「学校給食従事者の保菌検査マニュアル」参照（8ページ）

- 必要に応じて給食室内の殺菌・消毒を行う。

## 7 学校給食従事者及び家族がノロウイルスに感染した場合

《対処方法》 別添「ノロウイルス対応マニュアル」参照（10ページ）

- ① 高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、調理に直接従事することを控える。
- ② ノロウイルスを発症した学校給食従事者と一緒に食事をしない。（一緒に食事をした者は高感度の検便検査を行う。）

## 8 学校給食従事者及び家族が新型インフルエンザ等に感染した場合

《対処方法》 別添「新型インフルエンザ等対応マニュアル」参照（15ページ）

## 9 物資が届かないとき

- ① 発注書を確認し業者と連絡をとる。
- ② 発注してなければなるべく早い時間に納入してもらえる業者に発注し待つ。  
または取りに行く。
- ③ 物資が間に合わないときは、係長は課長に報告・協議し、献立変更等の対応を検討する。
- ④ 献立変更した場合、係長は、必要に応じて配送校に献立変更があったことを知らせる。さらに、食物アレルギー対象児童・生徒への対応は、特段の注意が必要で、確実に連絡すること。

## 10 給食停止について

《連絡体制》



- (1) 学校でノロウイルス・インフルエンザ等により給食が停止された場合  
基本的に学級閉鎖等について学校から学校教育課長→学校給食課長→センター事業係長へとする。また、学校は必ずFAXで給食センターに人員変更届けを送付する。  
（別添「佐久市学校給食センター給食会計の基本事項」による）
- (2) 台風等自然災害により学校閉鎖で給食が停止となった場合  
教育委員会の判断により学校閉鎖となった場合は、主食及び食材は廃棄処分とし、給食費は基本的に徴収する。

## 11 その他

- (1) 職員が勤務時間内に給食以外の食べ物を食する場合  
職員が各家庭で調理した食べ物を給食センターに持ち込み、みんなで食する事は、職員全員が食中毒等になってしまう危険性があるため基本的に禁止とする。
- (2) 給食調理後予備を含めて余った食べ物の処分について  
給食調理後の予備を含めた食べ物を職員が各家庭に持ちかえることは、基本的に禁止し、それらの食べ物は廃棄処分することとする。

# 給食異物混入対応マニュアル

## 1 目的

給食は、児童生徒の口に入るもので、異物混入がわからず食した時は、児童生徒の健康に重大な影響を及ぼす可能性がある。そこで、給食納入物資等給食センター内や学校内で異物混入が発生した場合の対応マニュアルを定める。

## 2 学校内で異物混入が発見された場合

### ① 危険な異物の場合

金属やガラス類など、児童・生徒の生命に影響を及ぼすと判断される異物混入の場合は、児童・生徒の安全性を最優先に対応策について検討すること。

当該発見学級を含む学校全体の給食の即時停止の検討並びに異物混入の給食を保存すること。

#### (1) 学校内の連絡体制

##### 1) 児童・生徒→担任→給食主任→教頭→学校長

- ・児童・生徒の被害状況の把握
- ・異物並びにその学級全部の給食の保存（異物混入の状況を写真に収める。）
- ・教職員全員に周知し、校内の連絡体制を確立すること。
- ・当該児童・生徒並びにその児童・生徒のグループからも異物混入の状況について聴取すること。

##### 2) 関係機関への連絡体制

- ・学校長（教頭及び給食主任等）→ 給食センター・係長 → 課長 → 部長  
→ 教育長 → 副市長 → 市長

（異物発見後、速やかに連絡すること。）

- ・異物の状況によっては、PTA会長等にも説明すること。

##### 3) 教育委員会における連絡体制

学校給食課⇔東信教育事務所⇔県教育委員会保健厚生課  
⇔佐久警察署

（異物の種類や児童生徒の被害状況を把握してから、  
学校長との協議により調査依頼について検討する。）

#### (2) 被害児童生徒の保護者への説明と謝罪

（経過説明と対応策並びに再発防止対策について説明すること。）

#### (3) 保護者への報告

重大な異物混入について、教育委員会において記者発表した場合は、同時に学校を通じて保護者に対しても異物混入の概要について説明すること。

### ② 非危険物の場合

毛髪や虫、食材の包装材料の切れ端などの異物については、不愉快であり衛生的ではないが生命の影響度も少ないと思われるので、直接その異物を除去すること。また、異物の種類によっては、その食缶を使用しないで、給食センターと相談して、代替りの食缶の手配についても検討すること。

(1) 異物を感じた発見者（児童生徒等）は、学級担任へ報告する。

(2) 異物に関するもの全てを保存、確保する。また、写真に収める。

(3) 学級担任は状況を確認したうえ、給食主任→教頭→校長へ報告・相談する。

(4) 学校長（教頭及び給食主任等）は、給食センターへ報告、係長は課長に報告し協議する。

(5) 係長は、課長の指示を受け異物混入の原因を調査し、学校長へ経過並びに再発防止策を説明する。状況によっては課長がおこなう。

(6) 係長は、異物混入の原因が食材等の納入業者によるものである場合は、必ず文書による



顛末書を学校長及び給食センターの両方に提出、説明を求める。さらに、たびかさなった際は、部長・課長と協議し、業者の現場視察を含めた再発防止対策の指導を徹底する。

### 3 給食センター内で異物混入が発見された場合

- ① 食材が調理に入る前に異物混入が発見でき、その原因が特定できることが最善となる。そのため、栄養教諭等及び調理員は搬入された食材の状況をよく観察し、異物混入だけでなく、食材の不良品についても注意しながら検収にあたり事前の事故防止に努める。また、調理機器等作業前及び作業後点検マニュアルも事前の事故防止を防ぐため、確実な実施をすること。
- ② 調理中に異物混入の可能性に気付いた場合は、下記のとおりとする。
  - (1) 異物混入の可能性に気付いた場合には、躊躇せず調理主任または調理副主任に報告し栄養教諭等及び係長と協議する。
  - (2) 係長は、異物混入の可能性のある食材を使用している調理を一時停止するとともに、係長は課長に報告・相談して対応を協議する。
  - (3) 異物の発見に全員で取組む。発見された場合、係長は、異物を写真に収める。
  - (4) 発見できない場合は、その調理品は廃棄する。
  - (5) 代替品の検討。
  - (6) その他、給食が間に合うように、臨機応変に対応する。
- ③ 調理中又は調理後配膳までの間に、異物混入が発見された場合は、その原因を調査するとともに再発防止策を検討する。

また、係長は異物混入があったことを課長に必ず報告するものとする。異物混入の原因が、食材等の納入業者によるものである場合、文書による顛末書を給食センター宛に提出させ説明を求める。さらに、たびかさなった際は、部長・課長と協議し、業者の現場視察を含めた再発防止対策の指導を徹底する。

混入した異物の状況を写真に収める。

#### 参考文献

- ・「異物混入対策マニュアル」H20年度版 松本市西部学校給食センター
- ・「学校給食における危機管理マニュアル（例）【異物混入への対応】」  
茨城県教育委員会

改正日 平成30年8月1日  
学校給食課

# 学校給食従事者の保菌検査マニュアル

## 1 目的

当マニュアルは、給食センターにおいて学校給食従事者の保菌検査に係る対応マニュアルとして定めるものとする。

## 2 保菌検査項目

- サルモネラ属菌
- 赤痢菌
- 腸炎ビブリオ
- 病原性大腸菌（下痢原生大腸菌）
- 〇ー157

## 3 検体の管理手順

- ①学校給食従事者は、毎月2回定められた日時に所定の保菌検査容器に規定量の便を採取し、定められた容器に保管する。
- ②定められた日時に提出できない者にあつては、係長（以下 係長が不在の場合、栄養教諭等）に対しその旨を報告し、指示を受けるものとする。
- ③保菌検査依頼先施設より検体の受領者がきた場合は、依頼先の社員であることを確認のうえ検体を引き渡すものとする。

## 4 検査結果の報告

検査担当者は、所定の検査作業マニュアルに基づき検査を実施し、検査終了後はすみやかに、所定の検査報告様式に従い検査結果の報告を受ける。

## 5 緊急時の報告

検査の結果、児童・生徒に感染の恐れがある保菌者が認められた場合、検査担当者は係長宛てに緊急報告をするものとする。

緊急報告に該当するものは以下の通りである。

- ア、サルモネラ属菌（チフス菌・パラチフス菌を含む）
- イ、赤痢菌
- ウ、腸炎ビブリオ
- エ、腸管出血性大腸菌 〇ー157を含む（ベロ毒素産生菌）

## 6 緊急報告該当者が認められた場合の対応（学校給食従事者に食中毒患者等が発生した場合も含む）

係長は、保菌検査依頼先施設より緊急報告があつた場合及び食中毒患者等が発生した場合は、課長と協議の上、以下の通り対応するものとする。

- ①直ちに本人宛てに連絡を行い、検査報告書と共に所定の医療機関に受診させる。
- ②本人の人権を配慮しつつ調理業務への就業制限を指示し、医療機関の指導により対応する。
- ③上記の結果を課長及び部長に連絡するとともに、必要に応じて佐久保健福祉事務所に連絡する。  
佐久保健福祉事務所の指示を仰ぎ、食品衛生責任者（栄養教諭等）の指揮のもと、施設内の消毒をするものとする。
- ④長期にわたる欠員は、総務課と協議し、長期代替職員を確保する。
- ⑤必要に応じ、部長の指揮のもと、教育委員会内に緊急対策会議を設置し、以下の取り扱いについて協議するものとする。
  - ・児童生徒の健康状態の把握。
  - ・児童生徒及び学校給食従事者の保菌検査の実施。

・児童生徒に対する学校給食提供の有無等

7 ベロ毒素（－）（非産生）大腸菌が認められた場合の対応

ベロ毒素（－）（非産生）大腸菌は、通常業務ができるものとされる。但し、下処理・洗浄の業務のみに従事することが好ましい。また、非加熱食品の扱い業務をせざるを得ない場合は、係長が課長の承認を得て、従事させることができるものとする。

8 学校給食従事者の家族に保菌検査の陽性者や食中毒患者が発生した場合

- ①係長は、課長に報告・相談をして対応を協議する。
- ②学校給食従事者は必要に応じて医師の診断を受ける。
- ③該当職員が調理に従事する際は、手洗い・消毒を十分に行い、洗浄作業等を中心に行う。

9 就業制限の解除

腸管出血性大腸菌にあつては、「一次、二次医療機関用O-157感染症治療のマニュアル」（平成8年8月2日 厚生省通知）に基づき、以下の通りとする。

- ①患者については、24時間以上間隔を置いて実施した、少なくとも2回の検便結果が、連続して陰性（抗菌剤を投与した場合は、服薬中と服薬中止後48時間以上経過した時点の連続2回が陰性）であれば、菌陰性化として扱い、就業制限を解除する。
- ②無症状の保菌者については、直近の検便結果が1回陰性であれば菌陰性化とみなしてよい。
- ③集団発生時など、さらに慎重を期す必要がある場合には、無症状の保菌者についても患者に準じた取り扱いとする。
- ④なお、腸管出血性大腸菌以外の感染症においても、これに準ずる取り扱いとする。

※医療機関に係る費用については、自己負担とする。また、公的な休業補償もないものとする。

参考文献

- ・一次、二次医療機関用O-157感染症治療マニュアル（平成8年8月2日 厚生省通知）
- ・大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省通知）
- ・厚生労働省ホームページ
- ・給食マニュアル

制定日 平成18年10月1日  
学校給食センター  
改正日 平成23年4月1日  
学校給食課  
改正日 平成30年8月1日  
学校給食課

# ノロウイルス対応マニュアル

## 1 目的

当マニュアルは、給食センターにおいて学校給食従事者のノロウイルスに係る対応マニュアルとして定めるものとする。

## 2 学校給食従事者の健康管理

- ①学校給食従事者は日常的に、食品を扱う施設で勤務する自覚を持ち、健康管理・食事に気を配り、生活することが必要である。自らが施設の食品の汚染の原因とならないよう体調に留意し、健康な状態を保つよう努める。
- ②ノロウイルスの感染防止及び発病の早期発見のため、学校給食従事者は健康状態について毎日「学校給食従事者個人別健康観察記録票」(別紙ア)に記入し報告するものとする。もし、下痢嘔吐などの症状がある場合は、係長(以下 係長が不在の場合は、栄養教諭または調理主任)に報告する。報告を受けた係長は、栄養教諭等の意見を聞き課長と協議の上、必要に応じて指定検査機関へ検査を依頼し、医師の診断を指導する。また、休日に異常があった場合も必ず報告し、指示を受ける。

## 3 学校給食従事者がノロウイルスに感染した疑いがある場合

- ①学校給食従事者に下痢・嘔吐・腹痛・吐き気・発熱等のノロウイルスによるとみられる症状がある場合、学校給食従事者は、出勤を控え、電話により係長に報告する。報告を受けた係長は、栄養教諭等の意見を聞き課長と協議の上、指定検査機関に検査を依頼し、感染性疾患の有無を確認する。その結果ノロウイルスが陽性の場合、再度高感度の検便検査においてノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、就業を制限する。  
高感度検便検査結果が陰性となった場合は、就業の制限が解除できるものとする。  
陰性となり、復帰後原則2週間程度下処理作業に従事するものとする。
- ②ノロウイルスに感染した学校給食従事者と接触があった学校給食従事者は、速やかに高感度の検査を行う。
- ③係長は、課長と協議の上、速やかに所管する佐久保健福祉事務所の指導・助言を受けて、衛生管理の徹底及び二次感染予防に努める。
- ④係長は、職員への周知及び関係部署(教育委員会・総務課)への報告をする。
- ⑤食品衛生責任者(栄養教諭等)の指揮のもと、施設内のすべての感染経路(手を触れる可能性がある場所)についてノロウイルス対応の消毒を実施する。
- ⑥長期にわたる欠員は、総務課と協議の上、長期代替職員を確保する。
- ⑦複数の感染者が確定した場合は、教育委員会内に部長の指揮のもと、緊急対策会議を開催し、下記について協議する。  
・当該センターの業務停止と学校側の弁当対応について。
- ⑧係長は、発生状況やそれぞれに講じた措置等を記録して5年間保存する。

## 4 学校給食従事者の家族にノロウイルス感染(疑いのある者を含む)がいる場合

- ①家族にノロウイルス感染者(疑いのある者を含む)が発生した場合、学校給食従事者は、出勤を控え係長に電話により連絡し、指定検査機関において本人と当該家族の検査を実施する。
- ②連絡を受けた係長は、課長に報告する。
- ③検査の結果、学校給食従事者が陽性の場合にはノロウイルスを保有していないことが確認されるまでの間、就業を制限する。(高感度検便検査結果が陰性となり就業の制限が解除できるものとする。)。家族がノロウイルスに感染・発症している場合で、学校給食従事者の高感度検便検査の結果が陰性の場合には、家族が治癒していない期間においては、2次感染の危険性があることから就業を制限し、家族の下痢・嘔吐等のノロウイルス症状が完全になくなった日の翌日から2日を経過した後高感度検便検査を受け、結果が陰性であった場合に就業の制限が解除できるものとする。この間、従事者は家庭内における2次感染防止の徹底を図り、復帰後は原則2週間程度下処理作業に従事するもの

とする。

5 ノロウイルス感染者の嘔吐物等の処理について

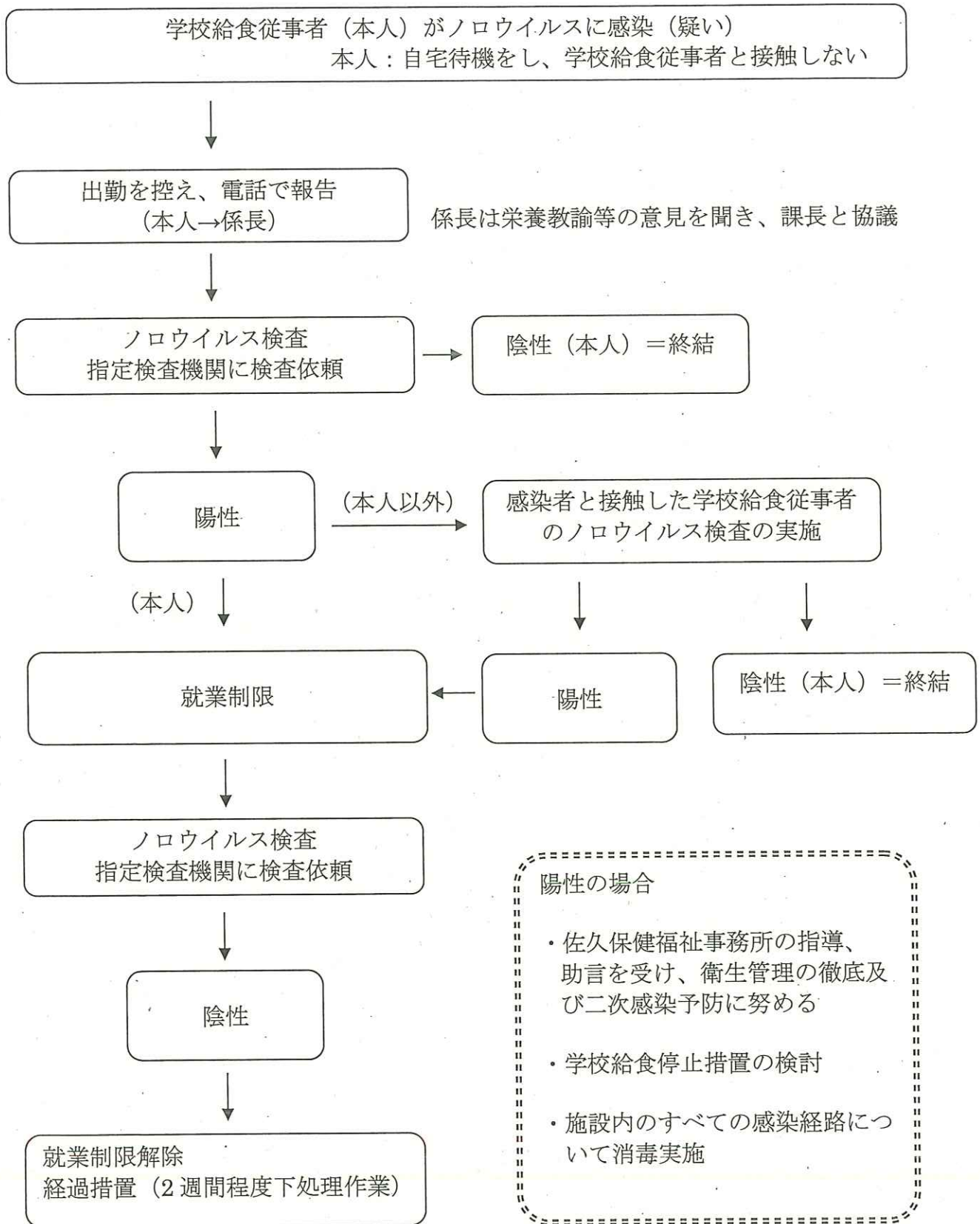
【対処方法】※詳細は「学校給食における食中毒防止 Q&A」P51 を参照

- ①嘔吐物等の処理は、使い捨て手袋とマスクをして行う。
- ②嘔吐物は、使い捨てペーパーや雑巾などで拭き取った後、200ppmの塩素液で消毒をする。
- ③使用したペーパーや雑巾はポリ袋等に密閉して処分する。
- ④嘔吐物等のついた衣類は、塩素系漂白剤に数分間浸し、消毒をしてから洗濯をし、天日干しする。
- ⑤嘔吐物で汚染された部屋は、ウイルスが部屋中に浮遊するので、十分な換気を行う。

- ※ 平成 30 年 4 月より学校給食従事者の指定検査機関の検査費用は、予算の範囲内で公費負担とする。  
学校給食従事者の家族は、自己負担とする。
- ※ 医療機関に係る費用については、自己負担とする。また、公的な休業補償もないものとする。

改正日 平成 30 年 8 月 1 日  
学校給食課

# ノロウイルス対応 フローチャート



陽性の場合

- ・ 佐久保健福祉事務所の指導、助言を受け、衛生管理の徹底及び二次感染予防に努める
- ・ 学校給食停止措置の検討
- ・ 施設内のすべての感染経路について消毒実施

# 感染性胃腸炎の疑いのある児童・生徒の FAX での報告

感染性胃腸炎の疑いの症状がある児童・生徒の食器類は、ノロウイルスが存在している場合、直ちに処理する必要があり、給食センターで二次感染の拡大を防止するため、各給食センターでは別に洗浄するなど早めの対応が必要になる。

そのため、感染性胃腸炎の疑いの症状がある児童・生徒がいる学校は、FAXにより速やかに給食センターに報告する。

<報告様式>

## 感染性胃腸炎の疑いの症状がある者の報告書

南部 ・ 北部 ・ 白田

浅科 ・ 望月 給食センター 行

平成 年 月 日

学 校 名

小 ・ 中 学校

感染性胃腸炎の疑いの症状がある者は、下記のとおりです。

学年 ・ 組	感染性胃腸炎の疑いの症状がある児童・生徒等	
	人 数	症 状 等
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		
—		

※ 症状等の欄には、下痢・嘔吐など具体的な状況を記入してください。

その他、連絡事項

(別紙 ア)

## 「学校給食従事者個人別健康観察記録票」について

「学校給食衛生管理の基準」により、給食センターに勤務する学校給食従事者は健康管理に常に注意し、毎日、個人別に記録を残すことと規定されている。そこで、代替職員以外の学校給食従事者は、毎朝、必ず給食調理作業が始まる前に別紙「学校給食従事者個人別健康観察記録票」(以下「記録票」とする。)に記入する。また、代替職員は、勤務日を含めた2週間分を記録票に記入する。係長は、毎日、記録票の確認者としてサインまたは、押印をし、学校給食従事者の健康に留意する。

記録票の本人の健康状態①から⑦及び家族の健康状態①から⑤までのなかで異常があった場合は、栄養教諭等と相談し、感染症の疑いのある場合には、課長に報告し、対応を協議するものとする。

記録票は毎月の記録終了後、課長が確認し押印する。

参考文献 「学校給食衛生管理の基準」文部科学省

平成 9年4月 1日制定  
平成15年3月31日一部改定  
平成17年3月31日一部改定  
平成20年7月10日一部改定  
平成30年8月 1日一部改定



# 新型インフルエンザ等対応マニュアル

## 1 目的

当マニュアルは、新型インフルエンザ及び強力な感染力をもつインフルエンザ等(以下「新型インフルエンザ等」とする。)が流行し、多くの学校(または学級)が休校となるなど発生状況が大流行期のきざし及び突入した時期の新型インフルエンザ等に係る対応マニュアルとして定めるものとする。

通常のインフルエンザ、また、新型インフルエンザ等の発定期などの場合、係長は、食品衛生責任者(栄養教諭等)の意見を聞き、課長と協議して臨機応変に対処するものとする。

## 2 新型インフルエンザ等が流行し、大流行期のきざしが出はじめた場合

学校給食従事者は、日常的に、食品を扱う施設で勤務する自覚を持ち、健康管理に注意を払い、新型インフルエンザ等などの感染症に感染しないよう、健康な状態を保つよう努める。

## 3 学校(または学級)が休校の場合

①新型インフルエンザ等が、児童・生徒に蔓延し、学校長の判断で学校(または学級)が休校となった場合、学校は直ちに学校教育課長→学校給食課長に連絡するとともに、必ず FAX により給食センターへ通知するものとする。連絡を受けた課長は速やかに係長に連絡し、係長は栄養教諭等と連携をとって主食・牛乳及び購入予定食材の停止を業者に急報するものとする。

②休校が長期にわたる場合は、食材の購入数の調整を早急に栄養教諭等がしなければならず、既に購入が決定しているものの中で、購入を中止できるものは停止する。また、停止ができない主食・食材等は、支払いが発生するが、品物の搬入については、できるだけ止める(残滓の処分が発生するため)。

牛乳は賞味期限があるため、各学校の保冷庫に保存し、給食主任の指導のもと賞味期限が切れず飲用できるものは、可能なかぎり無駄をださないよう対処する。

③食材購入の変更・中止等ができた食材については、支払いが生じないが、できなかった食材の購入代金は支払いが生じる。このため、学校への給食費の請求は、佐久市学校給食センター給食会計の基本事項で「土・日・祝祭日を除き3日後から変更ができるものとする。」とされていることからこの規定どおりに連絡があった場合は、給食費の請求は行わないが、それ以外の急遽給食停止となった給食費は請求できるものとする。不要となった食材の代金は、基本的に公金補填をおこなわないものとする。

## 4 学校給食従事者が発症した場合

①学校給食従事者に新型インフルエンザ等の症状がある場合、学校給食従事者は、出勤を控え係長(以下係長が不在の場合は、栄養教諭等または調理主任)に電話により連絡をする。連絡を受けた係長は、栄養教諭等の意見を聞き課長と協議の上、直ちに医療機関に受診させ、感染の有無を確認する。その結果新型インフルエンザ等と診断された場合、完治が確認されるまでの間、就業を制限する。(医師の診断書により、陰性になった場合に就業の制限が解除できるものとする。)

②係長は、課長と協議の上、速やかに所管する佐久保健福祉事務所の指導・助言を受けて、衛生管理の徹底及び二次感染予防に努める。

③係長は、職員への周知及び関係部署(教育委員会・総務課)への報告をする。

④長期にわたる欠員は、総務課と協議の上、長期代替職員を確保する。

⑤複数の感染者が確定した場合は、教育委員会内に部長の指揮のもと、緊急対策会議を開催し、下記について協議する。

・当該センターの業務停止と学校側の弁当対応について。

・複数のセンターで欠勤者が多数あり、それぞれのセンターの業務を停止せざるを得なくなった場合には、人員配置を臨機応変に行い、可能な限り業務を停止するセンターの数を減らすよう調整すること。

⑥発生状況やそれぞれに講じた措置等を記録して5年間保存する。

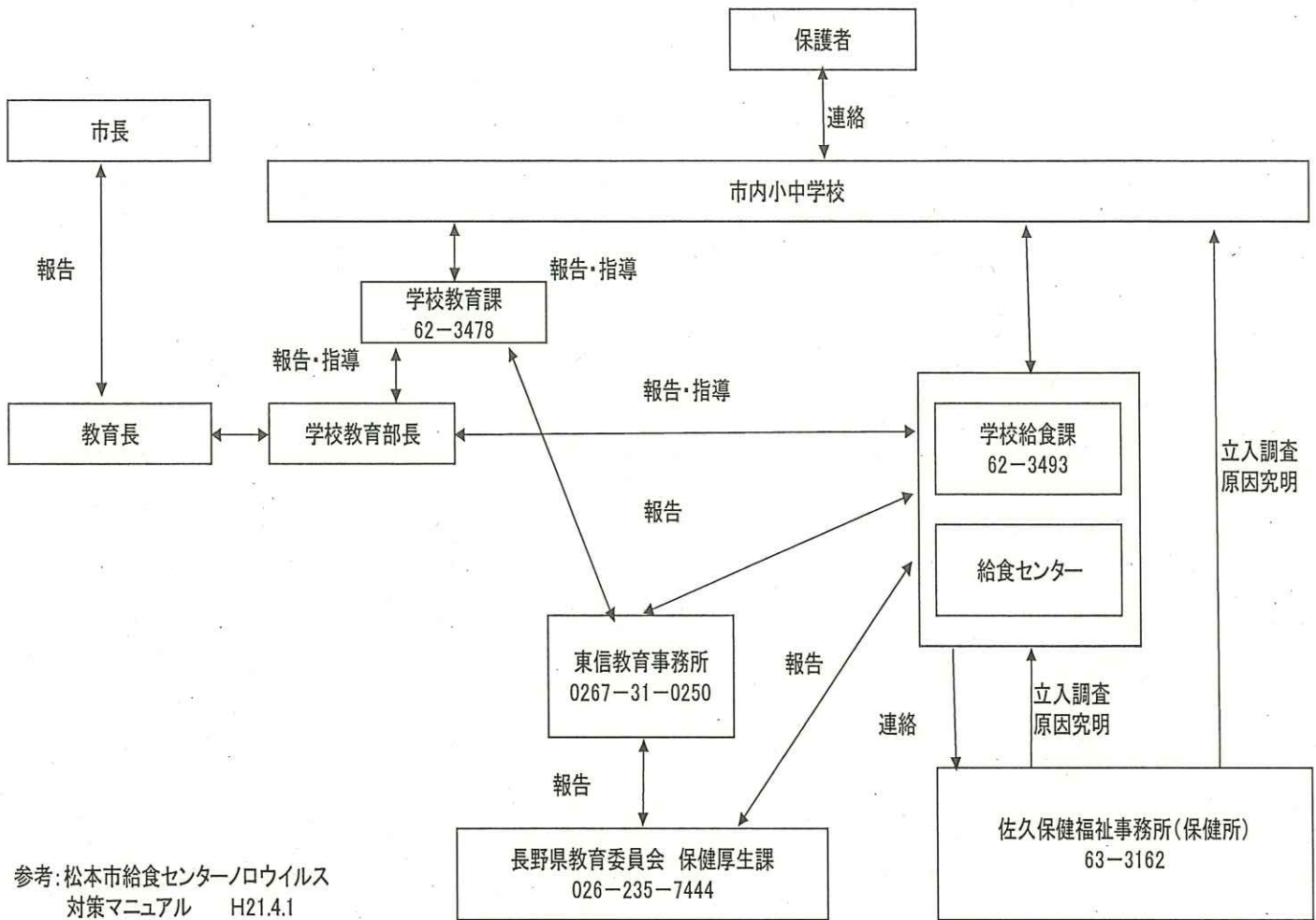
5 学校給食従事者の家族に新型インフルエンザ等感染者がいる場合

- ①家族に新型インフルエンザ等の感染者が発生した場合、学校給食従事者は出勤を控え係長に電話により連絡する。
- ②連絡を受けた係長は、栄養教諭等の意見を聞き課長に報告する。
- ③学校給食従事者は、速やかに医療機関を受診し、新型インフルエンザ等感染の有無を確認する。  
その結果新型インフルエンザ等と診断された場合、完治が確認されるまでの間、就業を制限する。  
(医師の診断書により就業の制限が解除できるものとする。)

※医療機関に係る費用については、自己負担とする。また、公費による休業補償も、ないものとする。

改正日 平成30年8月1日  
学校給食課

# 緊急時の連絡体制一覧表



参考: 松本市給食センターノロウイルス  
対策マニュアル H21.4.1

## 緊急時の連絡先（市関係・県関係・施設関係）

### 市関係

佐久市教育委員会   Tel 62-3478（学校教育課）  
学校給食課長       Tel 62-3493

### 県関係

東信教育事務所 総務課   Tel 0267-31-0250

佐久保健福祉事務所（保健所）食品衛生係   Tel 63-3162

県教委保健厚生課 学校給食係       026-235-7444

### 施設関係

水道関係

ガス関係

電気関係

その他

